

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年9月25日 福井地方法務局 登記官 大 鹿 和 之

記

手 続 番 号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
2100-2022-0315	坂井市坂井町下兵庫73字休場10番2
2100-2025-0523	坂井市三国町宿18字桑畑7番18